平成２７年（フ）第８２号
岡山県倉敷市白楽町349番地　ベネフィス白楽町302号
債務者　實末　智子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
沖縄県宮古島市平良字下里3107番地264　グランディール宮古島１－Ａ
債務者　崎原　康博
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第１５号
沖縄県宮古島市平良字下里3107番地264　グランディール宮古島１－Ａ
債務者　崎原　理香
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第５４８号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―409号
債務者　下鳥　　敏
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８４号
札幌市豊平区福住３条６丁目４番13号　フローレンス福住101
債務者　内田　弘子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９０号
札幌市東区北24条東16丁目１番14号
債務者　高橋　宏明
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９５号
札幌市手稲区西宮の沢５条１丁目17番15―102号
債務者　青山　正路
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１４号
北海道恵庭市美咲野３丁目８番５―107号
債務者　横井　直子（旧姓伊與部）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６２号
札幌市北区北22条西７丁目１番35―403号
債務者　中尾　清美
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６３号
札幌市北区北22条西７丁目１番35―403号
債務者　中尾　幸雄
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地21　市営天下田アパートⅠ401号
債務者　佐藤　　悠
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３０号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地21　市営天下田アパートⅠ401号
債務者　佐藤　沙織
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３３号
岩手県花巻市湯口字蟹沢135番地12
債務者　下川原央子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
盛岡地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５号
岩手県花巻市星が丘２丁目１番４号　星が丘シティＡ202号、旧住所岩手県花巻市石鳥谷町南寺林第５地割149番地４
債務者　山本　一歩
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第２４号
山形県飽海郡遊佐町吹浦字横町45番地
債務者　相良　末子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第６２号
群馬県高崎市東貝沢町２丁目19番地３　ラフォーレＭ－６号
債務者　今井　信博
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３８３号
埼玉県上尾市大字上野152番地３
債務者　大西　公明
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係